

# 大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針【概要】

## 一. 助成金の交付対象の選定方法

### ○支援の概要

機構は、大学（学部・大学院を置くもの）・高専に対し、以下の助成を実施

支援1： **学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援**（対象：私立・公立の大学の学部・学科）

支援2： **高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援**（対象：国公立の大学（大学院段階の取組を必須）・高専）

### 選定手順

機構は外部の有識者により構成される選定委員会を設置し、同委員会からの報告を踏まえ、助成事業の対象となる大学・高専を選定するものとする。

	資格要件	審査の観点
支援1	<ul style="list-style-type: none"><li>・入学定員が<b>20名以上</b>増加する計画であること</li><li>・総収容定員充足率が設置認可申請等までに一定の水準を満たす計画であること 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・大学の規模等に照らして、大きな転換を図る取組であるか 等</li></ul>
支援2(大学)	<ul style="list-style-type: none"><li>・既設の情報系分野に係る研究科等を有すること</li><li>・修士課程<b>15名以上</b>または博士課程<b>5名以上</b>の増員を行う計画であること 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域において自治体や企業等と連携した取組を行う計画となっているか 等</li></ul>
	【最大10億円の加算を希望する場合】 ①国際的に活躍できるトップレベルの人材の輩出、②自大学の教育高度化や定員の大幅な拡充を図るのみならず、他大学・高専の学生も広く参加可能な優れた情報教育プログラムを展開、③地域や国の産業戦略と連携し企業等のニーズを踏まえた高度情報専門人材を継続的に多数輩出する取組のいずれかを含む計画であること	<ul style="list-style-type: none"><li>・広く企業や自治体と連携し、企業や自体が求める人材ニーズに的確に応える計画になっているか</li><li>・実務家教員の派遣、インターンシップ、共同研究を実施する計画か 等</li></ul>
支援2(高専)	<ul style="list-style-type: none"><li>・学科・コース等において<b>20名以上</b>の増員を行う計画であること 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・他の大学・高専等と連携する計画か 等</li></ul>

## 二. 助成金の交付方法

### ○助成対象経費の範囲

支援1：人件費（教員人件費を含まない。）、施設設備整備費、建物取得費、委託・外注費等

支援2：人件費（教員人件費を含む。）、施設設備整備費、建物取得費、委託・外注費等

## 三. 業務の実施体制 その他の事項

### ○選定した大学・高専に対するフォローアップ

- ・大学・高専から、実績報告書を毎年度提出させ、必要があるときは進捗状況に関する報告を求め、又はその状況を調査する。
- ・原則、毎年度一回会議を開催し、選定された大学による意見交換や情報交換の機会を設け、相互の連携等の促進を図る。

### ○助成事業の効果の測定、公表

助成金の交付の対象となった大学・高専における取組の実施状況等を把握するとともに、必要に応じて取組の効果を適切に測定し、その結果をホームページ等で公表する。